

## 第7期介護保険事業計画における地域密着型サービス整備について

「長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を平成30年3月策定予定です。

この計画書に地域密着型サービスの整備について記述しております。

### 1 市内地域密着型サービスの整備予定

第7期介護保険事業計画において、看護小規模多機能型居宅介護事業所を平成31年度を目処に1か所整備することを記載する予定です。

※看護小規模多機能型居宅介護とは・・・

「通い」「泊まり」「訪問（介護）」の3種類のサービスと「訪問看護」サービスを介護と医療の両面から柔軟に組み合わせて提供するサービス

### 2 経過

介護保険事業計画の策定過程において、アンケート調査及びヒアリングにより市内介護保険事業者へ今後の事業拡大についての意向を確認した結果、本サービスを実施検討している法人がありました。在宅生活を続けるために、介護と看護を一体的に提供することが必要であり、施設入所と在宅との中間のサービスが必要であるとの考えから、新たに展開したいとのことでした。

市としても、病院退院後どこでどのような介護を受けて療養生活を送るか考えた際に、施設という選択肢だけではなく、在宅介護を選択するための可能性を広げることができるサービスであり、地域包括ケアの構築の観点から必要なサービスであると考え、また本市に現状存在しないサービスであることから、整備計画に位置づけています。

### 3 整備の流れ

- ① 書類及び図面による事前協議
- ② 指定申請書の受理
- ③ 書類審査及び現地確認
- ④ 当運営協議会で指定に関する意見徴収
- ⑤ 指定通知
- ⑥ 事業の開始